

○建築関係建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて(通知)

(平成17年4月1日施第693号施設課長通知，所管各庁の長
(除く，法総研，公安審，公安事務所，公安研)あて)

測量，建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査について，法務省所管契約事務取扱規程(平成12年12月26日付け法務省会訓第1702号大臣訓令)第6条第1項に定める資格を有する者の指名停止等については，当面，平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」及び同日付け法務省営第192号会計課長通知「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」を準用して取り扱うこととしたので，通知します。